

## 第53回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録

### 1 開催日時

平成27年3月27日(金)14:28～17:26

### 2 開催場所

県庁舎北棟2階A会議室

### 3 出席者

- |         |                       |                   |       |
|---------|-----------------------|-------------------|-------|
| (1) 審査会 | 会長                    | 石岡 隆司             |       |
|         | 会長職務代理者               | 竹本 真紀             |       |
|         | 委員                    | 一條 敦子、大矢 奈美、河合 正雄 |       |
| (2) 事務局 | 総務部総務学事課課長            |                   | 大澤 道彦 |
|         | 同課長代理                 |                   | 白山 昭彦 |
|         | 同情報公開グループマネージャー（総括主幹） |                   | 堀切 康  |
|         | 同情報公開グループサブマネージャー（主幹） |                   | 三上 昌宏 |
|         | 同情報公開グループ主査           |                   | 飛内 健  |
|         | 同情報公開グループ主事           |                   | 秋元 紗織 |

### 4 案 件

- (1) 青森県個人情報保護条例の改正に係る諮問についての審査
- (2) 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問についての審査  
(土地境界、戸山団地造成にかかる承諾書)
- (3) 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問についての審査  
(退職手当計算書)
- (4) 保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査  
(物件事務報告書等)
- (5) 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問についての審査  
(行政文書開示決定通知書（肝炎ウィルス検査事業要綱）に係る起案決裁文書)

### 5 概 要

会長 それでは審査会を始める。

まず先に、条例改正の件を行う。事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局からの説明】

事務局 まず、利用及び提供の制限について説明する。

利用目的以外の目的での利用の制限ということで、実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要のある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である時のみに限定する。

現行の個人情報保護条例では、例外があり、それぞれ利用を認めているが、番号利用法で読み替えて適用される国の行政機関個人情報保護法では、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合ということで、必ずしも本人の同意があるだけでは認められないということになっているので、国と同様に利用目的以外の利用を限定したいということである。

情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用を禁止する。これは、国では情報提供等記録については、そもそも利用目的以外の利用が想定されないので、目的外利用については禁止しているということであるので、国と同様に、本県においても利用目的以外の利用を禁止する。

提供の制限について。

実施機関が保有する特定個人情報については番号利用法第19条の各号に該当する場合を除き、提供を禁止する。

番号利用法では、番号利用法第19条の中に提供できる場合が明記されており、それ以外の提供は禁止されていることから、本県においても同様に、番号利用法19条の規定を除いて提供を禁止するということにしたいと考えている。

開示、訂正、利用停止の条項について。

実施機関の保有する自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については本人及びその法定代理人のほか、本人の委任による代理人（任意代理人）が、開示請求、訂正請求及び利用停止請求をできることとする。

社会保障・税番号制度において情報提供ネットワークシステムが導入されることに伴い、不正な情報提供の懸念から、開示、訂正、利用停止といった本人参加の権利について実質的な保障をすることが重要とされている。

そのため、これらの権利を容易に行使できるように、国においては、情報提供等記録開示システムを整備するとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求が困難な者についても容易に開示請求ができるように任意代理を認めることとしている。

このような番号利用法の取扱いを踏まえて、国と同様に、情報提供等記録を除く特定個人情報については、開示、訂正、利用停止について本人、法定代理人の他に任意代理人も請求できることとする。

情報提供等記録に関しての開示、訂正請求について。

実施機関が保有する自己を本人とする情報提供等記録については、本人及びその法定代理人の他、任意代理人も開示請求及び訂正請求ができることとする。任意代理人を認める趣旨は先ほどと同じであるが、こちらは開示と訂正のみとし、利用停止については認めないこととしている。

情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものとなっている。これは、不正な行為を抑止して、かつ適法な情報連携を安定的に行うためには、不法、あるいは不正な取得・提供がなされていないかをシステム上、監視し続けることとなっているので、利用停止の請求自体を認めないようにするものである。

利用停止の請求の事由について。

実施機関が保有する情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求を認める事由として、番号利用法において認められる場合を追加する。具体的には、番号利用法によって読み替えられた行政機関個人情報保護法、あるいは番号利用法自体に違反して提供される、あるいは利用等される場合である。

一方、実施機関が保有する情報提供等記録の利用停止請求は、認めないこととする。情報提供ネットワークシステムが不法、不正なものについても監視するという、その記録自体をとっておくということから、利用停止の請求は認めていないということ、国と同様に本県においても対応するというものである。

情報提供等記録の開示・訂正に係る事案の移送について。

実施機関の保有する情報提供等記録に係る開示請求、訂正請求に対する決定を行う際には、他の実施機関への事案の移送を行わないこととする。情報提供等記録は、どの機関からどの機関へ、何の事務のために、どのような情報が授受されたかということで、アクセスログというようなものである。情報提供等記録に関する不開示情報についても、予め典型的に確定し、記録・保管されているものということで、他の実施機関において開示決定をする正当な理由は想定されない、国と同様に、そのような事案の移送は行わないこととするものである。

情報提供等記録の訂正に係る通知先について。

実施機関の保有する情報提供等記録の訂正を行った場合は、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、その旨を通知するというものである。保有個人情報に対する開示請求がなされた場合に、その開示決定を受けた文書を見て、誤っている部分がある場合には訂正請求をすることができるわけであるが、情報提供等記録の場合は、情報照会者、情報提供者、ネットワークシステムを管理する総務大臣がそれぞれ関連しているので、訂正した場合にはそれぞれのところに訂正を行った旨の通知をするというものである。これも国と同様に、本県の条例においてもそのような条例改正をしたいというものである。

情報提供等記録に係る保護措置の要求について。

実施機関の保有する情報提供等記録を実施機関以外のものに提供する場合は、提供先に対し、保護措置を講ずることを求めないということである。保護措置とは、個人情報の利用の目的若しくは方法の制限等、または漏えい、滅失若しくははき損の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることを義務付けるというものである。実施機関が持っている個人情報を実施機関以外のものに提供する場合には、その提供先に対してしっかりと保護措置をとるよう求めるという規定が条例にあるが、情報提供等記録については、それを求めないこととするというものである。情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであるということ、また不正な行為の抑止のために不法・不正な取得・提供自体の記録も保存し続けると

なっており、この保護措置の要求をするに当たっては、情報提供等記録を利用し続ける必要性が極めて高いことから、利用停止が認められておらず、またその返却を求めるとも認められていないということで、国と同様に保護措置の要求を求めないとするというものである。

次に、条例改正の必要はないのではないかと事務局で考えている事項である。まず第1として、情報機器の結合による提供の制限であるが、こちらについては改正しないと考えているものである。

条例では、情報機器を用いた結合をすることによって、作業サービスの向上、事務処理の効率化など、そのような面がある一方、見えない状態で提供されるということから、その取扱いで個人の権利利益が侵害される可能性が大きいので、このような場合には原則として実施機関以外のものへオンラインで情報を提供することを制限しているというものである。

番号利用法では、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求めを受けた者については、情報を照会した者に対し、情報提供者は特定個人情報を提供しなければならないという提供義務が定められている。

従って、国では、条例でオンライン結合の規制を定めている地方公共団体についても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う義務が課されるとしている。

情報提供ネットワークシステムを使った情報連携を行うことにより、社会保障・税番号制度の効率性・透明性を高め、国にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に寄与するものと言われている。ということでいくと、住民サービスの向上が図られることから、公益上の必要があると考えられる。

特定個人情報を適切に取り扱うための措置として、国では、1つ目として、ユーザー認証の管理において、ID・パスワードの認証や生体認証など適切な認証方式を選択するような設計、アクセス権限の発効、失効の管理において職員の役職、システム運用者の役割に従った権限の設定、アクセス権限の発効、失効の管理が正しく執行されているかなどで不正アクセスを防止するための適切な措置を講ずるとしている。

また、データセンターや運用端末が置かれた部屋でのICカードや生体認証を使った入退室管理、監視カメラの設置によって端末や媒体などの持ち出しや持ち込みの監視、ファイヤーウォール等の導入によって通信制御、ネットワーク等を介した侵入の検知や保護を行うためのそれぞれのシステムを設置することによって、漏えい、滅失又はき損の防止をするための適切な措置を講ずるとしている。

一方、番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用して本県が情報を提供することになる場合、特定個人情報を適切に取り扱うためには、従前どおり、現行の条例のオンライン結合の制限規定に基づいて必要な措置を講じていくこととしている。

これらのことを踏まえ、番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供については、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取り扱いのために必要な措

置が講じられていると認められる場合に該当すると考えているので、条例の提供制限に関する規定は改正しなくてもよいと考えている。

費用負担について。

実施機関が保有する特定個人情報の開示を受ける場合の料金の減免に関する規定は、設けないこととする。

国では、手数料を取っており、その減額又は免除をするということを法律で定めている。具体的には、番号利用法施行令で定められており、特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、特定個人情報に係る本人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるとき、具体的には生活保護を受けている方等については写しの作成に要する費用も含めた開示請求に係る手数料を免除するとしている。

国は、開示請求手数料として300円を一律徴収しており、生活保護世帯等については免除する運用にすることとしている。

一方、本県の条例では、開示請求に係る手数料は徴収しておらず、開示の実施に当たっては文書等の写しの交付を希望する場合に、当該写しの作成及び送付に要する費用等のみを徴収しており、文書等の閲覧、聴取又は視聴による場合は当該閲覧等に要する費用を徴収していない。

以上、国では開示請求手数料として開示請求時に一律に徴収する手数料となっており、開示請求者が写しの交付を希望する場合のみに実費を徴収する本県の費用徴収とは制度が異なること、番号利用法において減免規定を設けた趣旨である個人の経済的事情によらずに、個人自らが特定個人情報を容易に確認を行える手段としての閲覧は、本県では無料でできること等を踏まえ、実施機関が保有する特定個人情報の開示を受ける場合の費用に係る減免に関する規定は、設けないこととしたいと考えている。

法令又は他の条例による開示の実施との調整について。

法令又は他の条例による開示の実施との調整は、実施機関の保有する特定個人情報についても同様に適用することとし、改正しないというものである。

本県の条例では、条例による開示請求と同じ制度が他の法令や条例で設けられている場合は当該制度を優先するという規定があり、それについて番号利用法についても同様に、他法令優先の規定を生かすということで改正しないというものである。

情報提供等記録開示システム、通称マイポータルシステムと言っているが、これは番号利用法附則第6条第5項において設置することとなっており、具体的には、平成29年1月からシステムを稼働させるということで伺っている。マイポータルシステムは、自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ、情報提供したのかを確認する機能を有するシステムで、これによって特定個人情報を自動的に開示する仕組みを予定しているものである。このシステムでは、請求の方法も開示の方法も電磁的な方法で、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることが想定されることから、国においては、他法令による開示よりも利便性が高いと考えられ、他法令優先規定を適用除外とする改正を番号利用法において行っている。

国に確認したところ、行政機関個人情報保護法は一般法であり、個別法で開示でき

るのであれば個別法で開示を行うこととするのが他法令優先規定の趣旨であるとのことである。情報提供等記録開示システムは、行政機関個人情報保護法の規定に基づく開示の一方法として整備される電磁的方法であるという説明である。

つまり、他の法令において電磁的な方法があったとしても、この情報提供等開示システムが行政機関個人情報保護法による開示の方法であるので、他法令優先の規定があると、マイポータルによる開示が受けられないという事態になる。ただ、国では、情報提供等記録開示システムの方が他法令の電磁的な方法よりも利便性が高いと考えているということである。

従って、他法令における電磁的方法でも、情報提供等記録開示システムでも、どちらでも開示できるようにする必要があるため、他法令との調整規定を適用除外するということである。

ただし、情報提供等記録開示システムによる開示請求を行政機関個人情報保護法上の開示請求権と認めるためには、法律上求める要件を情報提供等記録開示システムに実装しなければならないが、現在、システムの仕様について検討中となっていると聞いている。

地方公共団体が当該システムを使えるかどうかについても、まだはっきりしておらず、検討中ということであるので、以上のことを踏まえると、現時点ではどのような影響になるのか不明であるから、本県の条例における他法令優先の規定を改正する積極的な必要性は、今のところ見い出せないと考えているものである。

## 【委員の意見等】

### 1 利用目的以外の目的での利用の制限等（特定個人情報（情報提供等記録を除く。））

会長 「目的外利用してはならないことを義務付けている」、ここは端的に「禁止している」でいいのではないか。原則として禁止している。ただし例外としてこれこれがある。だけれども、番号法では、その例外をさらに狭めているということである。そこをもう少し書いてもらった方が分かりやすいと思う。

### 2 利用目的以外の目的での利用の制限等（情報提供等記録）

会長 この記録については、その記録の性格上、そもそも、それ以外の利用目的での利用というのが想定されないということである。その記録の性質上ということを書いてもらった方がより分かりやすい。

### 3 提供の制限

会長 特定個人情報の場合はより厳格に、例外をほぼ認めず、厳格に19条に該当する場合だけにしている。趣旨としては、特定個人情報の場合は普通の個人情報よりも、より厳格という、そういう趣旨を入れてもらったらいと思う。一番違うのは、例えば同意がある場合である。普通の個人情報の場合は、本人の同意があれば目的外利用や提供が許されているけれども、特定個人情報の場合は、本人の同意があってもダメ。そのまた例外として、生命、身体とか、これは災害時とかを想定しているんだけど、そういう場合はあれだけどもと。いずれにしてもあまり細かく細かく条文を書

き出すと、かえって分かりづらくなるので、要は、大きなところとしては、何回も言っているとおり、普通の個人情報よりも特定個人情報の場合はより厳格になっているんだと、そこを言えばいいのではないか。そういう番号法の趣旨に従って条例も改正すると。

#### **4 開示等請求権（特定個人情報（情報提供等記録を除く。））**

会長 結局、個人にとっては重要な情報なので、本人の権利を保護する、そのためにはやっぱり任意の代理人も認めないと本人保護に欠けると、そういうことである。

これは、よろしいのではないか。

#### **5 開示等請求権（情報提供等記録）**

会長 利用停止まで認めるというのは、システムの的に困難だということもある。場合によっては、それを認めるとかえって保護に欠けるということもあるだろうと思う。

これはまあ、それでいいのであろう。

#### **6 利用停止の請求（特定個人情報（情報提供等記録を除く。））**

会長 利用停止の請求ができる現行の場合よりも、少し広がっているということである。

これは「法律で認められる場合を追加する」であるから、これは構わない。

#### **7 利用停止の請求（情報提供等記録）**

会長 これは、これを止めるとかえってまずいということである。

#### **8 情報提供等記録に係る保護措置の要求**

会長 元々、提供できる場合が厳格に制限されているということと、その記録が客観的なやり取りを示した客観的なものだということからして、提供先に対して特に、ちゃんとやってくださいと言わなくてもいいということである。これもよろしい。

#### **9 情報機器の結合による提供の制限**

会長 現行では、ネットでつなぐ場合は原則提供はダメと。ただしこういう例外を除きというのがあつたけれど、原則ダメと。ところが番号法だと、逆に提供義務を負ってしまうと。そうするとある意味、今の条例と抵触するわけである。正面から抵触することになるので、改正する必要があるのかないのかということになるが、ただし、番号法で提供義務が課せられている。これは、現在の条例で言う例外であるところの公益上の必要云々、これに該当すると。だから条例を改正しなくても現在の条例の解釈の中でいけるであろうと。

竹本委員 例外規定に該当するから、改正しなくていいという結論になる。例外規定に該当しない限りは、この制限の規定を改正しなければいけなくなってしまうんだけど、果たしてその必要があるのかということなんだと思う。

会長 中身としては、番号法だと接続すると提供義務を負うわけである。けども、それは、番号法でそれができる場合というのは、そもそも厳格に規制されているわけであるし、そうすればそれは公益上の必要があるというふうに認められる場合だと。そうすると現在の条例で公益上の必要がある場合には、「除き」とある、その例外規定に入るので、あえて条例を改正するまでもない。

結論的には、改正しなくてもいいだろうと思う。

## 10 費用負担

会長 国は、手数料だけれども本県は実費だと。実費の請求なので減免はしないということで、それは考え方の問題であるけれども。別にあえて減免までしなくても、しかも閲覧だけであればタダでできるんだからいいのではないかということのようである。これは決め方の問題である。あえて減免を設けろというほどでもないような気がするが。

## 11 法令又は他の条例による開示の実施との調整

会長 現行制度は、他に制度があるのなら、そちらを使うようにということなわけである。ただ、今回マイポータルという制度ができるので、それが使えるのであればそちらの方が便利なので、こちらを使えと言いたい。

しかし、現時点でマイポータルのことを条例に基づく請求手続に含められるかどうか不明確だから、改正をしなくてもいいであろうということである。

## 12 総括

会長 何か質問なり分かりにくかった点とかあれば率直に出してもらえれば。

全体的な内容としては、要は法律に従った、番号法に従って変えるということなので、そんなに内容的に問題になるようなところはないと思う。

基本的な方向性としては、よろしいか。何かあるか。

竹本委員 基本的には大丈夫ではないかと思う。

会長 よろしいか。他に何か。

そうすれば、次回に正式に決めるということでよろしいか。

会長 ということで、とりあえず、13日には答申案を作ってもらい、できるだけそこで内容を詰めることとする。よろしいか。

ではそういうことで、この件は終わりにする。

(以下、案件(2)～(5)の不服申立て事案の審査部分につき、省略)